

これだけは押さえておきたい
改正民法(債権法)



保証契約

上田 孝治 Ueda Koji 弁護士

日弁連消費者問題対策委員会幹事、国民生活センター客員講師、兵庫県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員、兵庫県消費者教育推進計画検討会委員、芦屋市都市計画審議会委員などを務める

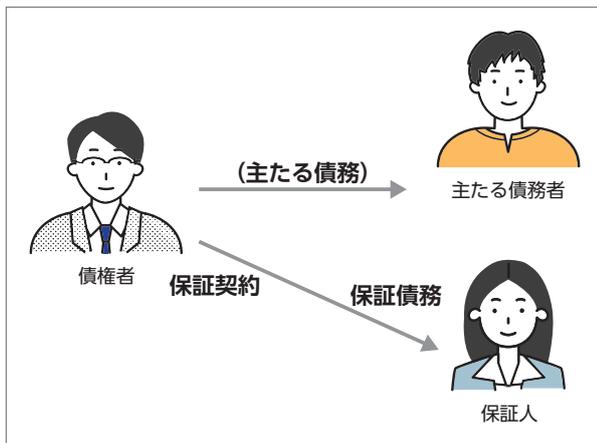
保証契約と保証人の保護

お金の貸し借りをする場合に、保証人をつけることがあります。この場合の当事者は、貸主(債権者)と借主(主たる債務者)と保証人の三者になります(図)。保証契約というのは、主たる債務者がその債務を履行しない場合に、保証人がその履行をする責任を負うという契約(446条1項)で、債権者と保証人との間での契約になります。

保証は、人が主たる債務を担保するということとなりますので「人的担保」といわれますが、安易な保証により保証人が責任を負わされることがないように、書面または電磁的記録によって契約をしなければ保証契約は無効とされています(446条2項、3項)。

また、保証人が思わぬ損失を被らないようにするために、2020年の民法改正によって、保証人を保護するための様々なルールが新たに定められています。

図 保証契約



個人根保証契約における 根保証人の保護

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(465条の2第1項)のことで、具体例として、不動産賃貸借における賃借人の保証、入院保証、雇用契約の際の身元保証などがあります。

この根保証に関しては、改正前の民法では、貸金等根保証契約についての極度額ルールというものがありませんでした。これは、主たる債務の範囲に「貸金等債務」(貸金債務や手形割引)が含まれるものについて、個人による根保証契約がされた場合、「極度額」(保証する限度額つまり上限)を定めなければ、根保証契約は無効になるというものです。逆に言えば、「貸金等債務」ではない債務、例えば、売買代金債務や不動産賃借人の債務などの根保証契約については、極度額を定めなくても改正前は有効とされていました。

民法の改正によって、この極度額ルールについて、「貸金等債務」だけではなく、個人の根保証契約全般に適用対象が広げられることになり、極度額の定めがない個人根保証契約は広く無効となりました(465条の2第2項)。なお、極度額の金額設定に関するルールは定められていませんが、あまりにも過大な極度額の定めは、実質的に上限がないのと同じこととなりますので、公序良俗違反などを根拠に効力が否定され、極度額の定めがないものとして、根保証契約が無効とされる可能性があります。

この極度額ルールの適用対象の拡大によって、

例えば、賃貸住宅における賃借人の保証人に関する実務も大きく変わっています。具体的には、賃貸借契約書において、かつては、単に「連帯保証人は、賃借人と連帯して、本契約から生じる賃借人の債務を負担する」とされていたものが、「連帯保証人の負担は、極度額を限度とする」との条項が加えられ、契約書に極度額を書き込むかたちとなっています。

なお、極度額については、その具体的な記載方法にも注意する必要があります。例えば、単に極度額の欄に「賃料の〇カ月分」とだけ記載した場合、賃料は、長期にわたる賃貸借契約の期間において増額や減額することがありますので、この記載だけだと極度額の金額が確定していないことから、定めが無効とされる可能性があります。したがって、極度額の記載方法としては、具体的な金額で定める（「〇万円」）か、「契約当初の賃料の〇カ月分」といったように「当初」の賃料額で決めておく必要があります。

個人根保証契約では、不特定の債務を保証することになりますので、普通保証とは異なり、元本が定まっていません。そこで、いつまでの主たる債務が保証の対象になるのかについて、元本が確定する場合、つまり、このときまでに生じた主たる債務が保証の対象となる、とされる事由（元本確定事由）が次のとおり定められています（465条の4第1項）。

- ①債権者が、保証人の財産について、金銭債権についての強制執行や担保権の実行を申し立てたとき
- ②保証人が破産手続開始の決定を受けたとき
- ③主たる債務者または保証人が死亡したとき

また、貸金等債務についての個人根保証契約に関しては、①～③に加えて、債権者が、主た

る債務者の財産について、金銭債権についての強制執行や担保権の実行を申し立てたとき、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたときにも元本が確定するとされています（465条の4第2項）。

これによって、例えば、不動産賃貸借における賃借人の保証人が亡くなった場合、保証人の死亡として元本が確定することになりますので、保証人の相続人は、保証人が亡くなった後に発生する賃借人の債務については責任を負わなくてよくなります。もちろん、保証人が亡くなる前の賃借人の債務については、保証人の相続人として責任を負うことになります。

この新しい極度額ルールは、基本的に2020年4月以降の契約に適用されますので、2020年3月以前の契約については改正前の民法のルールに従うことになります。

他方で、2020年3月以前になされた賃貸借契約について保証人がいる場合にはどのように考えればよいでしょうか。

まず、2020年4月以降に「賃貸借契約」が更新（合意更新を含む）された場合には、特段の事情のない限り、保証人は、更新後の賃貸借から生ずる賃借人の債務についても保証の責任を負うという最高裁判所平成9年11月13日判決^{*1*2}をベースに考えると、賃貸借契約の更新後も、2020年3月以前の保証契約の効力が及んでいと考えられますので、保証契約には改正前の民法が適用される（＝極度額ルールは適用されない）ことになり、極度額を定める必要はないことになります。

これに対して、2020年4月以降に、改めて「保証契約」をし直した場合は、保証契約に改正民法の極度額ルールが適用されますので、極度額を定めなければならないということになります。

*1 裁判所ウェブサイト「最高裁判所判例集」https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=63043%0D%0A

*2 国土交通省「賃貸住宅標準契約書」<https://www.mlit.go.jp/common/001230366.pdf>（30ページ）においては、この点に関し、「紛争防止の観点から、賃貸借契約が更新された場合には、貸主は連帯保証人への通知に努めることが望ましいと考えられる」としている

事業性借入に関する 個人保証と公正証書

かつては、特に中小企業向けの事業用の融資に際して、その事業に関与していない身内などが安易に個人保証人となってしまい、事業の破たんに伴って、保証人が多額の債務の支払に追われることがよくありました。そこで、主たる債務が事業のために負担した「貸金等債務」の場合に、保証人が個人である保証契約または根保証契約は、原則として無効とされることになりました(465条の6第1項、3項)。

もっとも、このような事業性の借入についての個人保証が必要となるケースもありますので、例外として有効となる場合が2つ定められています。

有効となる場合の1つ目は、保証契約または根保証契約の締結前1カ月以内に作成された公正証書において、保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示している場合です。具体的には、保証人になろうとする者は、公証人に対して、主たる債務の具体的内容や、主たる債務が履行されなければ自らがその債務を履行する意思を有していることなどを述べ、その内容を公証人が筆記し、公証人は、その内容を保証人になろうとする者に読み聞かせ、または閲覧させたうえで、署名押印させることとなります(465条の6第1項、2項)。こうすることによって、保証人となろうとする者が、保証の意味を正しく認識したうえで、慎重に保証契約をしていると考えられるからです。

有効となる場合の2つ目は、いわゆる経営者保証の場合です。ここで、経営者保証とは、主たる債務者が「法人」の場合は、法人の理事・取締役や過半数株主などによる保証のことで、主たる債務者が「個人」の場合は、共同事業者や事業に現に従事している配偶者による保証が該当します(465条の9)。このような経営者保証の

場合は、主たる債務者の経営に個人保証人が実質的にかかわっているといえますので、公正証書の作成も不要で、例外的に保証契約は有効となります(465条の6第3項)。

保証委託に際しての主たる債務者の 情報提供義務と保証契約取消権

事業のために負担する債務の保証、または事業のために負担する債務を含む根保証については、主たる債務者が個人に対して保証または根保証を委託する際に、個人保証人に所定の情報を提供すべき義務があるとされています(465条の10第1項、3項)。この情報提供義務は、「事業のため」に負担する債務であれば発生し、「貸金等債務」に限りませんので、事業のために負担する賃料債務や買掛債務などの場合でも、主たる債務者に情報提供義務が発生します。

ここで、主たる債務者が個人保証人に提供すべき情報は、

- ①主たる債務者の財産・収支状況
- ②主たる債務以外の債務の有無・額・履行状況
- ③主たる債務の担保としてほかに提供し、またはしようとするものがあれば、その内容

となっています(465条の10第1項各号)。

そして、主たる債務者がこの情報提供義務に違反(情報を提供しない、事実と異なる情報を提供)したことによって、個人保証人が誤認をし、それにより保証契約を締結した場合において、債権者が、情報提供義務違反について、知っていた(悪意)または注意すれば気づけた(有過失)のであれば、個人保証人は保証契約を取り消すことができるという民事ルールが定められています(465条の10第2項)。この取消権が認められるかどうかの実際上のポイントは、債権者の過失の有無になりますので、債権者としては、主たる債務者による保証人への情報提供

表 保証契約における情報提供義務の比較

ルール	「主たる債務者」の情報提供義務	履行状況についての「債権者」の情報提供義務	期限の利益喪失の場合の「債権者」の情報提供義務
情報提供すべきタイミング	保証の委託をするとき	保証人から請求があったとき	期限の利益喪失を知った時から2カ月以内
主たる債務の限定	事業のために負担する債務	なし	なし
保護される保証人	主たる債務者の委託を受ける個人保証人	主たる債務者の委託を受けた個人・法人保証人	個人保証人
提供すべき情報	財産・収支状況など	不履行の有無、残額など	主たる債務の期限の利益が喪失した旨
義務違反の効果	債権者に故意・過失があれば、保証契約の取消	規定はない	保証人に対して遅延損害金の請求ができない

※筆者作成

が適切に行われているかを確認しなければなりません。

特に、主たる債務者の信用状況(クレジットカードやローンの利用・返済状況)が非常に悪いケースでは、普通は保証人を引き受けようとはならないわけですから、保証人に対する情報提供が適切に行われていない疑いが出てきます。そのため、主たる債務者から保証人へ正しく情報が提供されているのかを債権者がしっかりと確認しておかなければ、債権者の過失が認められやすくなります。

保証契約締結後の 債権者の情報提供義務

1. 主たる債務の履行状況に関する債権者の情報提供義務(458条の2)

主たる債務者の委託を受けて保証人となった者(個人、法人のいずれも)から請求があった場合、債権者は、保証人に対し、主たる債務の履行状況に関する情報(不履行の有無、残額、弁済期が到来しているものの額)を提供しなければなりません。これは、主たる債務が仮に不履行になっているのであれば、保証人が自ら早め

に支払って、遅延損害金などが膨らむのを防ぐためです。

もっとも、この情報提供義務違反の効果については何も明記されていませんので、債務不履行一般に基づく損害賠償請求の問題として処理されることとなります。

2. 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の債権者の情報提供義務(458条の3第1項、2項)

債権者は、主たる債務者が期限の利益^{*3}を喪失した場合、喪失を知った時から2カ月以内に、個人保証人(主たる債務者からの委託の有無を問いません)にその旨を通知しなければなりません。これも、期限の利益が喪失したのであれば、保証人自ら早めに支払って、遅延損害金などが膨らむのを防ぐためです。

この情報提供義務違反の効果として、債権者は、保証人に、期限の利益喪失から通知までの遅延損害金を請求できない旨が定められています。

今回は、「定型約款」をテーマとして、定型約款の契約内容への組入れ、定型約款の内容の表示義務、定型約款の変更などについて解説します。

*3 一定の期日が到来するまでの間、債務を履行しなくてよい利益(民法135条)